

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第三十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の九条を加える。

（勤務時間条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第三項の人事委員会規則で定める職員は、職務の性質上職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが著しく不相当であると認められる職員として人事委員会が定める職員とする。

第一条の三 勤務時間条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日（勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める日（第一条の六において「休日等」という。）については、七時間四十五分（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該再任用短時間勤務職員等の勤務時間条例第四条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第一条の六第一項第二号において同じ。）とすること。

- 二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する五時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

- 三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

- 2 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人

事委員会の定めるところにより、第一項第一号本文及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る勤務時間条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第一条の四 勤務時間条例第四条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の五 勤務時間条例第四条第三項の人事委員会規則で定める期間（次条第一項及び第一条の十において「単位期間」という。）は、勤務時間条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

（勤務時間条例第四条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第一条の六 勤務時間条例第四条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、

次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 勤務時間条例第四条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合）については、単位期間（ごと）につき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき任命権者があらかじめ定める連続する四時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第三項」とあるのは「第四条第四項」と、「第一項第一号本文及び第二号」とあるのは「第一条の六第一項第二号本文及び第三号」と、同条第三項中「第四条第三項」とあるのは「第四条第四項」と、「第一項第二号」とあるのは「第一条の六第一項第三号」と読み替えるものとする。

第一条の七 勤務時間条例第四条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会で定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の八 勤務時間条例第四条第四項第一号のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

2 勤務時間条例第四条第四項第一号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第三において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

3 勤務時間条例第四条第四項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（勤務時間条例第四条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育する職員

二 勤務時間条例第四条第四項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により六日以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する

職員

第一条の九 第一条の七第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第一条の十 第一条の七第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第一条の八第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第二条第一項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、「（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条第二項中「第四条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六条第二項中「任命権者は、」の下に「勤務時間条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第六条の二中「第二条」を「第一条の三、第一条の四、第一条の六から第一条の十まで及び第二条」に改める。

第七条第二項中「勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日及び年末年始の日（以下「休日」と総称する。）」を「休日」に改める。

第八条の二第一項中「第四十一条第三項の許可（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「第四十一条第三号の許可（地方公務員法）」に改める。

第九条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第九条の二第二項第三号中「越えて」を「超えて」に改める。

第九条の四第三項中「同項」を「勤務時間条例第九条の三第二項及び第三項」に改める。

第九条の五中「及び前条第一項後段」を削り、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条第二項中「勤務時間条例第九条の三第二項及び第三項」と

あるのは、「それぞれ勤務時間条例第九条の三第五項に規定する支障の有無又は同条第六項」と、前条第三項中「勤務時間条例第九条の三第二項及び第三項」とあるのは、「勤務時間条例第九条の三第六項」と読み替えるものとする。

第九条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

勤務時間条例第九条の三第四項の人事委員会規則で定める期間は、六日以上の期間とする。

第十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「三時間四十五分の」を「三時間四十五分（当該介護休暇と要介護者（勤務時間条例第九条の三第四項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該三時間四十五分から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「勤務時間条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が六日未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項中「承認する」の下に「かどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知する」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 任命権者は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第十五条を第十五条の二とし、第十四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（介護休暇）

第十五条 勤務時間条例第十五条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮し

て指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり次条第三項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の三 介護時間は、十五分を単位としてとることができる。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項及び育児休業条例第二十八条第一項の規定により承認されている勤務時間の一部について勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認されている勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 前条第三項から第六項までの規定（第四項後段を除く。）は介護時間の請求及び承認について準用する。

別表第二第十三項中「満一年」を「満一年三月」に改め、同表第二十項中「勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)

2 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年三月奈良県条例第三十号。以下「平成二十九年改正条例」という。)附則第二項に規定する職員の申出は、平成二十九年改正条例第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第十五条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、職員は、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたりこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十五条の二第三項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介

護休暇を承認できないことが明らかなる日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。